

令和5年第1回松山市教育委員会定例会

(横山事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

お願いします。

(横山事務局次長)

ご着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和5年第1回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に田中委員を指名いたします。

ここで、お知らせいたします。

本市の教育委員会では、松山市教育委員会会議規則に基づき、傍聴人に限り入室を許可できることとしています。

本日の教育委員会定例会には、1人の傍聴を許可しておりますので、ご報告いたします。

合わせて、カメラの撮影等も許可しておりますので、申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等案件に対して賛成あるいは反対の意思表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。

規則等に基づき、非公開の議決があった時は、一時的に退席していただきます。

また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げます。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第1号「第4次まつやま教育プラン21の計画期間の延長について」を議題といたします。

横山事務局次長から説明を求めます。

(横山事務局次長)

議案第1号「第4次まつやま教育プラン21の計画期間の延長について」ご説明いたします。

教育基本法第17条第2項に基づく、本市の教育振興基本計画である「第4次まつやま教育プラン21」につきましては、計画期間が平成31年度から令和5年度までの5か年となっておりますが、その計画期間を令和7年度までの2か年延長する議案を提出するものです。

先の松山市議会の令和4年3月定例会で、本市のまちづくりの根幹となる市政の最上位の計画である総合計画は、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響等により、第6次松山市総合計画の終期が、令和4年度から令和6年度に2年間延長され、また、今年度の松山市総合教育会議でも、延長後も引き続き、総合計画の教育分野を松山市教育大綱とすることを決定いたしました。

そのため、「第4次まつやま教育プラン21」についても、本市の総合計画及び教育大綱との整合性を図る必要があることから、計画期間を2年間延長させていただきたいと考えております。

なお、補足説明といたしまして、「まつやま教育プラン21」につきましては、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、松山市教育大綱に定める教育の基本理念を具体化していくものであり、教育基本法に基づく国の教育振興基本計画を参酌しながら、「第6次松山市総合計画」と歩調を合わせて策定する必要がございます。

今回、「第6次松山市総合計画」は計画期間を延長するにあたり、社会情勢の変化等を踏まえた内容の見直しを行っておりますので、「第4次まつやま教育プラン21」についても、総合計画との整合性を図るなど、必要な改訂を行った上で、計画期間を延長したいと考えております。

改訂案につきましては、令和5年度中に事務局内で検討した上で、教育委員会にお諮りし、公表したいと考えております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(緒方委員)

この件につきましては、先ほどご説明がありましたように、先日の総合教育会議でも話題になり

ました。

そのときに第6次松山市総合計画が2年間延長されたとお伺いいたしました。

教育プラン21も整合性を図る必要があると思いますので、2年間延長することは妥当なことだと思います。

また、改訂の内容につきましては、今後検討されるということですから、十分検討してお示しいただけたらと思います。

(教育長)

ありがとうございました。

他にご意見はございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、他に意見等もないようでございますので、採決をいたします。

議案第1号「第4次まつやま教育プラン21の計画期間の延長について」を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第2号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

西口地域学習振興課長から説明を求めます。

(西口課長)

地域学習振興課西口でございます。

よろしくお願いいたします。

お手元の資料3ページをお願いいたします。

日程第2 議案第2号「社会教育委員の退任及び委嘱について」ご説明申し上げます。

社会教育に関する諸計画の立案などを行う社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び松山市社会教育委員条例第2条の規定により、教育委員会が委嘱することとなっています。

今回、委嘱している社会教育委員の松山市民生児童委員協議会長の高岡順子さんより役員交代に伴い、社会教育委員の辞任願が教育委員会に提出されました。

また、後任として、戒田民子さんが新たに役職に就任されております。

なお、任期は、前任者の残任期間となりますので、令和5年2月15日から令和5年11月14日まででございます。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくをお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等ないようでございますので、採決いたします。

議案第2号「社会教育委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第3号「松山市立幼稚園管理規則の一部改正について」を議題といたします。

大森保育・幼稚園課専任課長から説明を求めます。

(大森専任課長)

保育・幼稚園課の大森でございます。

よろしくお願いいたします。

お手元の資料5ページをお願いいたします。

議案第3号「松山市立幼稚園管理規則の一部改

正について」ご説明申し上げます。

今回の改正内容は、子ども家庭庁の設置に伴いまして、子ども・子育て支援法が改正されたことにより、所要の規定の整備を行うものです。

具体的には、子ども・子育て支援法第19条第2項の規定が削除されたことにより、同法第19条は第1項のみの条となりました。

そのため、1項のみの条を引用する場合には「第19条第1項」とはしませんので、「第19条第1号」に改めます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

特に意見もないようでございますので、採決いたします。

議案第3号「松山市立幼稚園管理規則の一部改正について」を原案どおり決定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第4 報告第1号「松山市青少年育成支援委員の退任について」を議題といたします。

篠原教育支援センター事務所長から説明を求めます。

(篠原所長)

教育支援センター事務所篠原でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、資料7ページをお願いします。

報告第1号「松山市青少年育成支援委員の退任について」ご説明させていただきます。

松山市教育支援センター条例施行規則第4条の規定により、青少年の非行防止及び健全育成の推進を目的として市内各地域で巡回活動などを行う松山市青少年育成支援委員に関し、今回、教育支援センター事務所職員1名が、令和4年12月31日付け退職により退任しましたので、松山市教育委員会事務委任規則第2条第2項に基づきご報告いたします。

説明は、以上です。

よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何かご意見等ございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、意見もないようでございますので、報告第1号「松山市青少年育成支援委員の退任について」ご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(教育長)

ご異議なしと認めます。

本日の予定の日程は以上となりますが、委員の皆様方から何かご意見やご質問などはございませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

それでは、以上をもちまして、本日の予定の日程は終了いたしました。

これにて令和5年第1回定例会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

(横山事務局次長)

ご起立をお願いします。

一同礼。

(一同)

ありがとうございました。